



令和8年熊本地震関連

令和8年8月7日  
観光庁

令和8年熊本地震の影響による許可等の有効期間の延長について

令和8年熊本地震における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する観光庁所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示（観光庁告示）を公布しましたのでお知らせします。

- 令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号）により、令和8年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和8年7月28日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなりました。
- これに伴い、観光庁関係の当該措置の適用対象について、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定する告示（別紙）を公布しましたのでお知らせします。

【対象となる特定権利利益】

- 以下の者について、登録の有効期間の満了日を令和9年1月27日まで延長することとします。
  - ・ 特定被災地域内（令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内）に主たる営業所を有する者で、令和8年7月28日以降に旅行業の登録の有効期間が満了する者

【その他の手続について】

- 法第4条第2項の規定に基づき、令和8年7月28日以後に法令に規定する履行期限が到来する義務（※）が履行できなかった場合であっても、それが令和8年熊本地震によるものであることが認められたときには、令和8年11月27日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。  
※旅行業法に基づく登録事業者の登録事項の変更の届出、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出事項の変更の届出 等

参考：指定された特定権利利益や対象者以外であっても、令和8年熊本地震の被害者の方については、申出により、満了日の延長が認められる場合がありますので、特定権利利益を所管する部局にお問い合わせください。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興） 山川、上原

直通：03-5253-8329

代表：03-5253-8111（内線：27328、27315）

○観光庁告示第十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

観光庁長官 木村 典央

| 特定権利利益                                      |                     |            |
|---------------------------------------------|---------------------|------------|
| 対象者                                         |                     | 延長後の満了日    |
| 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録       | 特定被災地域内に主たる営業所を有する者 | 令和九年一月二十七日 |
| 備考 特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号） |                     |            |

が適用された市町村の区域をいう。